

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年4月30日

広島県知事 横 田 美 香

1 募集内容

(1) 募集の名称

東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集

(2) 募集の内容

東広島市河内町入野に所在する県有地（以下「大仙地区県有地」という。）について、公募対象地の全部又は一部を県から購入し、周辺地域及び県全体の地域活性化につながる事業を実施する民間事業者（以下「事業予定者」という。）を公募型プロポーザルにより募集する。

(3) 提案条件

東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集要項及び関連資料による。

(4) 募集対象土地

別添「物件説明書」による。

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとする。

イ 事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできない。

ウ 提案書提出以降、事業予定者決定までの間、事業者グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

エ 1 応募者につき提案は1つとし、提案書の中で複数の提案を提出することはできない。

(2) 参加資格

応募者は、本募集の趣旨に沿った事業計画案を有し、次の要件のいずれにも該当する法人とします。応募者が事業者グループの場合は、全ての構成員が次の要件のいずれにも該当する必要がある。

ア 関係機関や対象地の周辺住民等との協議・調整や、その他事業予定者としての責任及びリスクを認識して、本事業を実施する意思を持つ者であること。

イ 本事業を実施するために必要な資力、経営力、信用力、開発力及び法的資格を有する者であること。

ウ 以下①から⑧に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

② 県の「建設業者等指名除外要綱」若しくは県の「物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱」に基づく指名除外の措置を受けている者

③ 県の「建設工事執行規則」第6条の資格の認定を受けている者（以下「県有資格者」という。）以外の者で、建設業者等指名除外要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当し、当該者が県有資格者であれば現に同等の指名除外の措置を受けていると認められる者

④ 法令に基づく営業停止処分を受けている者

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画

認可決定がなされている場合はこの限りではない。)

- ⑥ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- ⑦ 次の税のいずれかについて、滞納がある者。
 - (ア) 法人税又は消費税（地方消費税を含む）
 - (イ) 法人住所地（会社法第4条等による住所地）の都道府県税
 - (ウ) 法人住所地は広島県にないが広島県に納税義務がある者について広島県税
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同上第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 参加資格の基準日

「東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集参加資格確認申請書」の受付日とする。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集要項及び関連資料の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

[県] 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県地域政策局市町行財政課（広島県庁南館庁舎2階）
電話（082）513-2614（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和8年4月30日（木）15時00分から令和8年5月29日（金）17時までの間。

ウ 入手方法

県のホームページで提供する。

- ・県ホームページ（市町行財政課）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/>

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本募集への参加を希望する者は、本募集要項様式集の参加資格確認申請書（様式集様式2）及び必要な添付書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出し、事業予定者募集参加資格の確認を受けること。

参加資格確認の結果、適合するとされた事業者が、本募集に参加することができる。

なお、SPC（特別目的会社）^{*}への地位の移転及び譲渡の可能性のある場合には、参加資格確認申請書等に、SPCを設立して開発事業を行うことを記載すること。

※ SPC（特定目的会社）とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便によるもののほか、一般信書便事業者又は特

定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものによるものを含み、民間宅配事業者のいわゆる「メール便」は含まないものとする。以下同じ。)による。ただし、郵送等の場合は、上記ウの期限までに必着すること。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年7月3日(金)までに申請のあった全ての者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(3) 質問事項の受付及び回答

本募集に関する質問事項を次のとおり受け付ける。

ア 受付場所

上記 (1)アの場所

イ 受付期間

令和8年4月30日(木)から令和8年6月12日(金)17時まで(必着)

ウ 提出方法

募集要項に関する「東広島市河内町大仙地区県有地利活用に係る事業予定者募集要項等に関する質問書」(様式集様式3)を県のホームページよりダウンロードし、必要な事項を記載の上、電子メールにより事務局へ提出すること。

エ 質問事項への回答

質問に対する回答は、令和8年6月下旬(予定)までに、参加資格を確認した応募者(事業者グループの場合は代表法人)全員に対し、電子メールにて送付する。

なお、質問に対する回答は本募集要項の追加又は修正と見なす。

(5) 提案書の提出

ア 提出先

上記 (1)アの場所

イ 受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月11日(金)17時まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送としてください。ただし、郵送による場合は、上記(2)の期限までに必着させること。

4 事業予定者及び次点の決定

(1) 審査方法

提案書、提案の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査を行い、その審査結果に基づき、県が対象地の最も高い評点を得たものを事業予定者として決定し、次点のものを次点事業予定者とする。

(2) 提案書評価基準

「事業予定者選定に係る評価基準」に基づき審査を行う。

(3) 結果の通知

すべての応募者(事業者グループの場合は代表法人)に対して、令和8年10月上旬(予定)に通知する。

5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 応募者に求められる義務

応募者は、契約を担当する職員から参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、

これに応じなければならない。

(3) 基本協定の締結

事業予定者は、提案した事業計画に基づく事業の実施についての基本的事項を定める基本協定書を県と速やかに締結し、土地売買契締結に向けて、協議を開始する。なお、事業予定者がグループの場合は代表法人及び構成員全てと締結する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

東広島市河内町大仙地区県有地利活用事業に係る事業予定者募集要項及び物件説明書による。

6 問い合わせ先

広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当（広島県庁南館庁舎 2 階）

所在地 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電 話 (082) 513-2614 (ダイヤルイン)

メールアドレス chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/>